

令和6年第13回12月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年12月3日(火) 午後1時50分から午後2時27分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、34人出席
4. 出席委員名
  1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
  7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
  12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
  17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
  22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實
  27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
  33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 34人
5. 欠席委員 3. 高橋 敦樹 30. 工藤 正樹 計2人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

## 7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主査：小笠原瞳

主事：吉田純也 主事：一戸想永 計6人

## 8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第13回(12月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、12月ということで寒暖差がありますが、良い正月を迎えられますよう体調を整えて過ごして頂ければと思います。

後程、事務局より説明があるかと思いますが、新年祝賀会が開催されます。それにも多数のご参加をお願いしたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

本日は12月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には21番杉森広宣委員、22番今輝義委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

以上、報告1件、議案4件、計5件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

#### 事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第18号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年12月3日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第18号は、1ページの番号140番、2ページの番号173番から14ページの番号196番までの25件です。解約は田が23件で面積は、271,902㎡、畑が1件で面積は526㎡、樹園地が1件で面積が4,578㎡となっております。

解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

#### 議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

#### 議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第59号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

#### 事務局説明（一戸主事）

それでは、15ページをお開きください。議案第59号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年12月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第59号は、15ページの番号250番から31ページの番号286番までの37件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が20件で、田が188,630㎡、畑が10,705㎡、「一般の売買」が1件で、畑が683㎡、「贈与」が15件で、田が66,723㎡、畑が35,779㎡、「使用貸借」が1件で、田が614㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから13ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明いたします。15ページ、250番の田は総額500万円、10a当り約55万、251番の田は10a当り30万、16ページ、252番の田は10a当り30万、17ページ、253番の田は10a当り25万5千円、254番の田は10a当り30万円、18ページ、255番の田は10a当り25万円、256番の田は10a当り25万円、257番の田は総額178万円、10a当り約30万円、19ページ、258番の畑は総額100万円、10a当り約9.3万円、259番の田は、10a当り23万円、20ページ、260番の田は10a当り23万円、261番の田は、10a当り20万円、21ページ、262番の田は、10a当り20万円、263番の田は、10a当り25万円、264番の田は、総額750万円、10a当り20万4千円、22ページ、265番の田は、10a当り20万円、23ページ、266番の田は、10a当り23万円、267番の田は、10a当り23万円、268番の田は、10a当り20万円、24ページ、269番の田は、10a当り20万円、270番の畑は、総額1万円、10a当り約1万4千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結致します。これより、議案第59号を採決致します。おはかり致します。議案第59号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第60号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、14番新岡亮委員、36番浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、14番新岡亮委員、36番浅見春樹委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第60号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、32ページをお開きください。議案第60号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年11月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第60号は、32ページ番号910番から33ページ番号913番までの4件です。内訳は所有権移転の「あっせんによる売買」が1件で、田が13,572㎡、「贈与」が3件で、田が8,401㎡となっております。別添の農地法第3条調査書15ページから16ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結致します。これより、議案第60号を採決致します。おはかり致します。議案第60号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり許可することに決定致しました。4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、14番新岡亮委員、36番浅見春樹委員、入室願います。

(4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、14番新岡亮委員、36番浅見春樹委員が入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第61号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは34ページをお開きください。議案第61号について説明致します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年12月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第61号は、34ページ 番号22番から、73ページ 番号480番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通しての使用貸借」で田が1件、面積が2,203㎡となっております。次に、「公社への売買」で、田が3件、面積が22,713㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が28件、面積が392,056㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が2件、面積が29,722㎡です。続いて、「再設定の賃貸借」で、田が34件、畑が5件、うち樹園地が3件で、合計39件ですが、田と畑両方の申請が2件ありますので、件数では37件、面積が445,833㎡です。次に、「再設定の使用貸借」で、田が2件、面積が391㎡です。議案第61号の合計としまして、田が65件、畑が5件、うち樹園地が3件で、合計70件ですが、田と畑両方の申請が2件ありますので、件数では68件、面積が合計921,969㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。ページをお開きください。34ページ 番号22番の田は、総額122万円、10a当り約19万2千円、次に、番号23番の田は、10a当り20万円、次に、35ページ、番号24番の田は、10a当り約18万円、となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第61号の質疑を終結致します。これより、議案第61号を採決致します。おはかり致します。議案第61号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第62号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、13番笠井正己委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（13番 笠井正己委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第62号について説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは74ページをお開きください。議案第62号について説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年12月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第62号は、74ページから75ページの 番号931番です。議案第62号の「新規の賃貸借」で田が1件、面積が46,299㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結致します。これより、議案第62号を採決致します。おはかり致します。議案第62号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり決定致しました。13番笠井正己委員、入室願います。

（13番笠井正己委員が入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）

次に、追加議案について事務局長より説明させます。

事務局長

つがる市農業委員会会議規則では、3日前までに公示し委員の皆様方に議案を配布することになっております。「議案第63号公売買受適格者の証明について」につきましては、委員の皆様方に議案を送付後に申請を受けたものでありますが、公売の入札日が12月10日となっており、公売の独自性・緊急性から、追加提案する運びとなったものであります。ご了承くださるようお願いいたします。

議 長（藤本正彦会長）

ただ今、事務局長から説明があった「議案第63号公売買受適格者の証明について」を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって「議案第63号公売買受適格者の証明について」を追加し、議題とすることに決定されました。それでは、議案第63号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、追加議案をお開きください。議案第63号について説明いたします。

「公売買受適格者の証明について」農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和6年12月3日提出、つがる市農業委員会会長

本案件は、収納課より公告のあった公売公告番号第103号の公売への証明願です。入札日時は12月10日の午後1時30分から即日開札です。売却決定日時は12月20日午前10時30分です。番号3番から6番の願出人は別添の農地法第3条調査書16ページ、17ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結致します。これより、議案第63号を採決致します。おはかり致します。議案第63号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- 1) 日時 令和7年1月7日(火) 午後4時00分より  
場所 つがる市役所 3階会議室
  
- 2) 日時 令和7年2月7日(金) 午後2時00分より  
場所 つがる市役所 3階会議室

2. 事務連絡

- 1) 令和7年新年祝賀会について（村田次長）
- 2) 新年会について（村田次長）
- 3) 農業委員会手帳について（小笠原主査）
- 4) 農業者年金加入推進活動について（小笠原主査）
- 5) 令和6年度農業者年金加入推進部長等研修会について（小笠原主査）
- 6) 令和6年度つがる市農業委員会忘年会収支決算報告（宮西係長）
- 7) 農用地のあっせんのお願について（吉田主事）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和6年第13回（12月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。